

平成二十年六月十八日提出
質問第五六六号

かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等
に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第四九五号）を踏まえ、再度質問する。

一 元最高裁判所判事の園部逸夫氏を監察査察担当の外務省参与として、二〇〇二年に外務省と国会議員の関係について調査が行われ、同年三月四日付で当時の川口順子外務大臣に提出された、当該調査結果をまとめた文書（以下、「園部レポート」という。）では、「調査の結果、国会で明らかにされている『国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事』に加え、今回『国後島棧橋改修工事』について、入札参加資格の決定過程において、鈴木宗男衆議院議員と外務省関係部局との間で、細部にわたるやりとりが行われていたことが明らかになった。これは社会通念に照らしてあってはならない異例のことと言わざるを得ない。」と、鈴木宗男衆議院議員が国後島における緊急避難所兼宿泊施設の建設工事と棧橋の改修工事の入札決定の過程で、外務省関係部局と社会通念を超えた異常なやり取りを行っていた旨報告されている。また「園部レポート」を受け、川口大臣は「外務省に寄せられてきた国民の信頼を裏切ったことは極めて遺憾であり、国民の皆様深くお詫び申し上げたい。また、外務大臣として、先頭に立って、再発防止に全力を尽

くすとともに、外務省職員ともども外務省の改革に取り組むことにより、外務省及び外交に対する信頼回復に努める所存である。」とのコメントを同日付で出していることについて、これまでの質問主意書で、外務省は鈴木宗男衆議院議員の行いが、法律に違反し、行政をねじ曲げるものであったのかと問うてきたが、これまでの答弁書では質問の趣旨を踏まえた明確な答弁がなされておらず、「前回答弁書」でも「御質問の趣旨が定かではないが、御指摘の議員と外務省との関係については、例えば、先の答弁書（平成二十年六月六日内閣衆質一六九第四四八号）の一、二及び七についてでお答えしたとおりでである」旨の答弁がなされている。右答弁にある政府答弁書には「御指摘の北方四島住民支援に関する調査結果報告書には、当時、鈴木宗男衆議院議員の意向が突出した形で重視され、同議員の意向を推し量り、それを無視し得ないものと受け止め実現する方向に動かざるを得ない雰囲気を外務省内に存在していたこと及び同議員との関係をめぐり外務省員相互に根強い不信感が生まれていたことなどが述べられており、このような不正常的状態が生じていたと認識している。」とあるが、右答弁にある様に、外務省において当方の意向が突出した形で重視され、それを無視し得ないものと受け止め実現する方向に動かざるを得ない雰囲気が外務省に存在し、更に当方との関係をめぐり外務省職員相互に根強い不信感が生まれていたことにより、ど

の様な法律に違反する、または行政をねじ曲げる行為が行われていたのか明らかにされたい。

二 「園部レポート」で報告されている様に、当方が国後島における緊急避難所兼宿泊施設の建設工事と棧橋の改修工事の入札決定の過程において外務省関係部局と社会通念を超えた異常なやり取りを行っていたことが、北方領土交渉並びに我が国の対ロシア外交に悪影響を与え、それぞれの停滞を招き、国民の外務省に対する信頼を裏切った原因の一つであると認識しているかとの問いに対して、「前回答弁書」で外務省は「ロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）及び我が国のロシア連邦との外交への同議員の影響については、交渉及び我が国のロシア連邦との外交への影響について明らかにすることは、交渉上不利益を被るおそれがあり、また、相手国との関係もあることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。」と答弁しているが、当方は交渉の中身は問うていない。外務省において作成された「園部レポート」を受け、それがどの様な影響を及ぼしたのか、当方が政府方針に反して勝手に対口外交、北方領土返還交渉を進めたことはあるのかを問うているのである。「園部レポート」は当方の政治家としての名誉と尊厳に大きく関わるものであるところ、外務省においては、無責任に説明を避けるのではなく、また、自身が作成した「園部レポート」が真実を述べていると認識しているのなら、

それに対する責任を自覚し、明確な答弁をすることを求める。

右質問する。